細則第２号様式（第４条関係）

貯蔵高圧ガス名の変更届書

年　　月　　 日

三 条 市 長 殿

住　　　　所

氏　　　　名

法人にあっては、名

称及び代表者の氏名

次のとおり貯蔵する高圧ガスのガス名を変更したので届け出ます。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 名　　　　　称  （貯蔵所・販売所の名称を含む） |  |
| 事務所所在地 |  |
| 販売所（貯蔵所）所在地 | 電話番号 |
| 変更するガス名 |  |
| 備　　　　　　　　　考 |  |
| * 受　付　欄 | * 経　過　欄 |
|  |  |

添付書類

１　高圧ガス保安法第１５条第１項の経済産業省令で定める技術上の基準に関する事項を記載した書類

２　貯蔵場所の構造を示す図面

３　貯蔵場所の付近の状況を示す図面

貯蔵の方法に係る技術上の基準

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 規則 | | 項目 | 申請内容 |
| 一般 | 液石 |
| 18条  2号 | 19条  2号 | 容器により貯蔵する場合にあっては、次に掲げる基準に適合すること。 |  |
| イ | ロ | **可燃性ガス**又は**毒性ガス**の充てん容器等の貯蔵は、通風の良い場所ですること。 |  |
| ハ |  | **シアン化水素**は、1日に1回以上当該ガスの漏えいのないことを確認すること。 |  |
| ニ |  | **シアン化水素**は、容器に充てんした後60日を超えないものをすること。  ※ただし、純度98 %以上で、かつ、無着色のものについては、この限りでない。 |  |
| ホ | イ | 船、車両若しくは鉄道車両に固定し、又は積載した容器によりしないこと。  ※ただし、法16条第1項 の許可を受けた場合、法17条の2第1項の届出を行った場合、緊急時に使用する高圧ガスについてはこの限りでない。 |  |
| へ |  | 一般複合容器等であって当該容器の刻印等において示された年月から15年を経過したものを高圧ガスの貯蔵に使用しないこと。 |  |
| 6条  2項  8号 | 6条  2項  7号 | 容器置場及び充てん容器等は、次に掲げる基準に適合すること。 |  |
| イ | イ | 充てん容器等は、充てん容器及び残ガス容器にそれぞれ区分して容器置場に置くこと。 |  |
| ロ |  | **可燃性ガス**、**毒性ガス**及び**酸素**の充てん容器等は、それぞれ区分して容器置場に置くこと。 |  |
| ハ | ロ | 容器置場には、計量器等作業に必要な物以外の物を置かないこと。 |  |
| ニ | ハ | 容器置場（不活性ガス及び空気のものを除く。）の周囲2 m以内においては、火気の使用を禁じ、かつ、引火性又は発火性の物を置かないこと。※ただし、容器と火気又は引火性若しくは発火性の物の間を有効に遮る措置を講じた場合は、この限りでない。 |  |
| ホ | ニ | 充てん容器等は、常に温度40 ℃（超低温容器又は低温容器にあっては、容器内のガスの常用の温度のうち最高のもの。）以下に保つこと。 |  |
| へ | ホ | 充てん容器等（内容積が5 ℓ 以下のものを除く。）には、転落、転倒等による衝撃及びバルブの損傷を防止する措置を講じ、かつ、粗暴な取扱いをしないこと。 |  |
| ト | へ | **可燃性ガス**の容器置場には、携帯電燈以外の燈火を携えて立ち入らないこと。 |  |

貯蔵するガスの種類及び貯蔵量

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ガス名 | 容器の種類 | 容器の本数 | 貯蔵量 |
|  | m3  kg | 本 | m3  kg |
|  | m3  kg | 本 | m3  kg |
|  | m3  kg | 本 | m3  kg |
| 最大貯蔵量（合計） |  | 本 | m3  kg |